**若桜町議会　請願・陳情の取扱いに係る申し合わせ事項**

1. 請願・陳情は、所定の要件を備えて提出されると、議長はこれを受理する。

２. 請願・陳情については、締切日を設ける。締切日は、各定例会前の議会運営委員会の前日の１７時までとする。

３.一般選挙前に受理し、委員会に付託する前の請願・陳情は、一般選挙後の議会に継続して審議することができるものとする。

４.締切日以降に受理した請願・陳情は、次の定例会の締切日までのものと併せて処理する。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

５.議長が受理した請願・陳情を取り下げまたは訂正しようとするときは、提出者は文書により議長に届け出るものとする。議長は、委員会付託前は、定例会前の議会運営委員会において報告し、また、委員会付託後は委員会の承認を得るとともに、本会議で許可するものとする。

６.会議規則第89条に規定された所定の要件を具備する陳情書は、次のとおり分類

する。

* 1. 郵送･持参を問わず町民から提出された陳情書は、所管の委員会に付託する。
  2. 持参された町外在住者から提出された陳情書は、議長が認める場合、所管の委員会に付託する。
  3. 単に郵送された町外在住者又は団体からの陳情書は、資料配布の扱いとする。

議長は、資料配布の扱いとされた町外在住者及び団体からの陳情書中、住民の福祉及び利益の向上に影響を与えるものがないかどうかの確認を行い、万一ある場合は、所管の委員会に付託する。

７.陳情の委員会付託は、議長が議会運営委員会に諮って決める。

　議会運営委員会は、議長からの諮問により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、所管の委員会に付託すべきものがないか確認を行う。

なお、原則として常任委員会又は議会運営委員会に付託するものとする。

８．陳情の委員会付託は、議長が議会運営委員会に諮って決める。ただし、議会運営委員会において、陳情の審査に際し、次の各号のいずれかに該当し委員会審査になじまないと判断したものについては、委員会に付託しないことができるものとし、その写しを議員に配布するものとする。

（１）願意が反社会的なもの

（２）願意は妥当であっても、他の地方団体へマイナスの影響を与えるもの、基本的人権を否定するなど、違法または明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの

（３） 裁判否決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの

（４）公益上の必要がなく、単に個人の秘密を暴露するもの、著しく個人、団体等を誹謗中傷し、その者の名誉棄損または信用失墜のおそれのあるもの

（５）既に議決された陳情と同一趣旨のもの（提出者が異なる場合も含む。）で、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの

（※）１.議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。

（※）２.年月の経過も一つの状況の変化と捉えることができるものとする。ただし、予算に関するものにあっては議決のあった年度内とし、また制度等に関するものにあっては概ね２年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

（６）町職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの

（７）趣旨、理由等が明確に記載されていないもの

（８）前各号のほか、委員会付託になじまないと議会運営委員会が認めたもの

９.議長は、「標準」町村議会会議規則第３９条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第１項の規定にかかわらず、請願等文書表の配布とともに、請願・陳情を常任委員会に付託する。ただし、会議に付した請願・陳情で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができるものとする。

１０.委員会に請願が付託された後に紹介議員の死亡等又は紹介の取り消しにより、紹介議員が一人もいなくなった場合においても、当該請願は、引き続き請願として取り扱うものとする。

１１. 委員会は、付託された請願・陳情を速やかに審査するものとする。

１２.委員会は、付託された請願・陳情の審査が終了したときは、次の区分により議長にその結果を報告しなければならない。

（１）採択

（２）不採択

なお、委員会は、必要があると認めるときは、主なる意見を付けることができるものとし、その場合は相手方を明確にし、簡明に記載することとする。

１３.議会の議決を経て閉会中の継続審査とする場合、委員会の審査期間は次の定例会までとし、この期間中に審査が終了しない場合には、委員会は、理由を付けて議長に申し出て、議決を得て、引き続き継続審査をすることができる。

１４.議会の任期末の議会定例会においては、審査を終了しなかった請願、陳情について、継続審査の手続きは行わず、議会閉会の日をもって、審議未了廃案となる。

１５.議長は、委員会に付託しなかった陳情及び本会議で結論を得た請願・陳情の審査結果を、提出者に文書で通知する。なお、審議未了廃案、閉会中の継続審査となった請願・陳情についてもその旨を提出者に通知する。

　資料配布扱いとされた陳情書は、全議員に参考資料としてその写しを配布し、陳情者に対しては、その旨を後日報告する。

１６.採択すべきものと決定した請願・陳情で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるものは、町長その他の関係執行機関に送付する。また、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについてはその旨を付記し、処理状況の不明なものに対して常任委員会で執行部より随時報告を受けることができるものとする。

（沿革）

この申合せは、令和元年８月１９日の全協において、令和元年８月２８日の議会運営委員会に一任され、同日確認済み。

この申合せは、令和２年７月８日の議会改革調査特別委員会において確認済み。

この申合せは、令和２年１０月３０日の議会改革調査特別委員会において確認済み。

この申合せは、令和５年３月１７日の全員協議会において確認済み。